

特40

145

大鏡標註

一

088959-001-4

特40-145

大鏡標註 卷1-3

船曳 鉄門/著

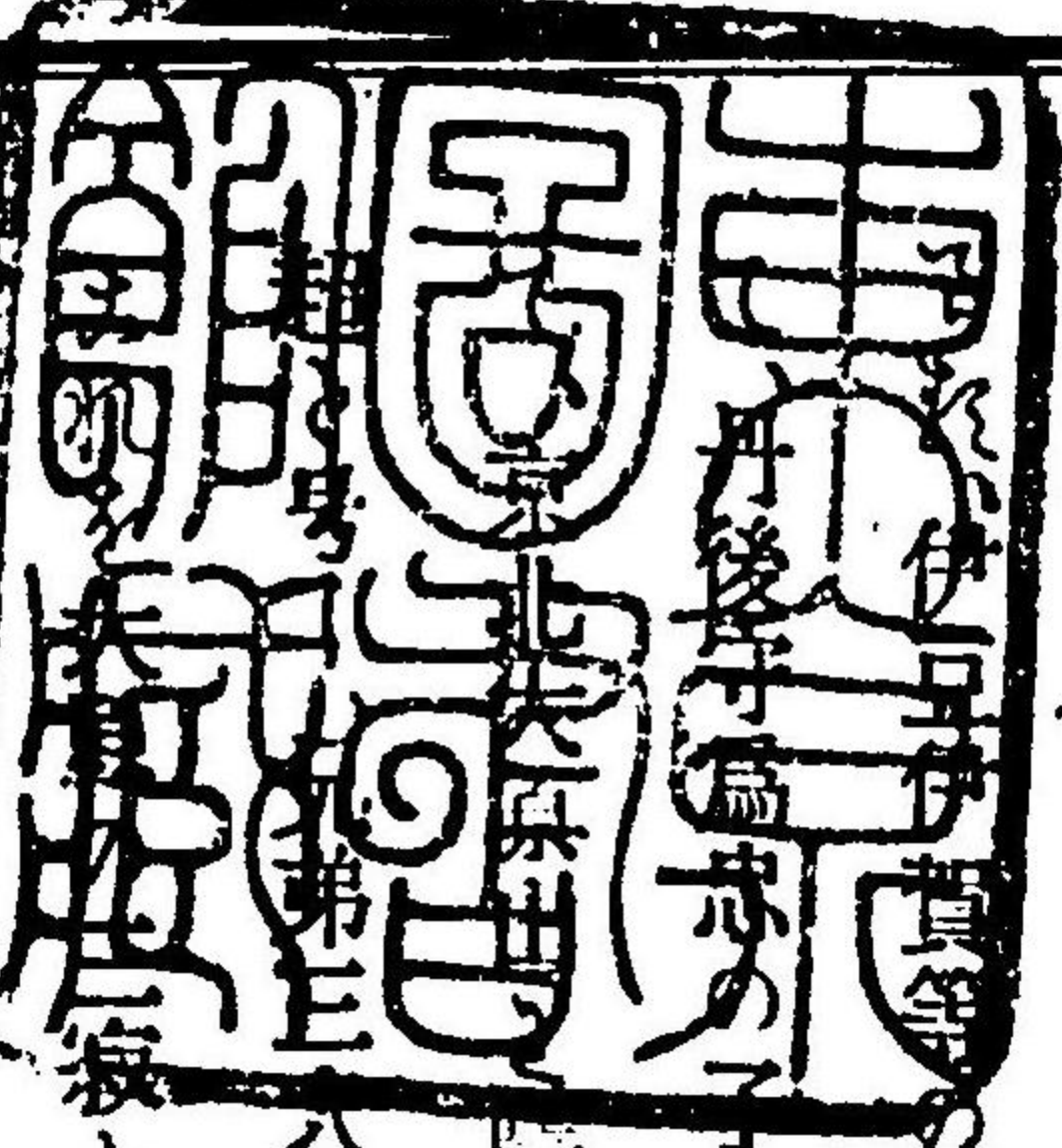
M26

DBL-0057



大鏡標註

惣論



此書の編纂ハ、藤原爲業といひり、爲業ヲ崇徳天皇の朝ニ仕奉リ、藏人頭ヲ補苴
伊豆伊賀守の守ニ歴任シ、皇太后宮大進トナシ、權中納言長良の後裔ニ
丹後守爲忠の子なり、尤モ歌文の才あり、就中記事ニ長ゼリ、夙ニ世縁を謝シ
志道、髮を剃テ寂念ト号シ、弟頼業爲隆前後祝髮シテ寂然寂
大原山中ニ棲遲シ、風雲月花ニ吟詠シ、生涯を送ル、世ニ
爲業頗ル氣慨あり假ニ世繼翁ト夏山繁樹との問答を
 設けて、文徳天皇より、後一條天皇まで、十四代百七十五年間、君臣の言行以記セ
 り、故ニ世繼物語トイフ、此ハ相權オセツニ甚しく、王綱オセツいよく振ハ
 ざるを憤リ、起草セシものとぞ思テ、猶案オセツハ紫式部の父藤原爲時ハ、博
 聞多識の人ぬれば、國史を書法がシヤガキとして、下案シヤガキしおけるを、式部シヤガキされより、源

大鏡標註

◎

氏物語ハ書なしとのいふ説に於れば、爲業もその如く、國史を書つがむの深意ありけむと知るべし。此時期朝廷脩史の舉、絶たればなすけり。』とて、正史の尊ぶべし、無論なれども、其惣裁ハ必藤氏の大官なれば、編纂の人々も、忌諱をふれ、嫌疑をこらふをあらむは、勢ひ直筆一難き事件を、なしといふべからず、然れど此書の如きは、局外人の時勢を關係なき著作なれば、善悪邪正、いさゝか斟酌せむことなく、たゞ見聞よきものがひて、有のまゝに書けしむるもの也、されば事實をつくせむこと、中々正史と勝れぬ方なしとせむべしにあらざり、但浮屠の妄誕をせむ、まゝ交れ、せむれば、其時世の習慣とみまには、妨げなきべし、そはとまれ、正史の羽翼とせむべき書なれば、歴史學志あらむ人ハ、かならず講究をべよとこそ、此書よより、上ハ神武天皇より、仁明天皇に至るまで、五十四代の事を記し、水鏡あり、下ハ後鳥羽天皇より、後醍醐天皇に至るまで、十五代の蹟を叙せし増鏡あり、これと三鏡と稱して、歴史家座右を闕ぐべしとせむ、有用の書とは成ふたり、正史の體裁ハ、総て漢文を模倣し、これと三鏡ハ、全き國文として叙記し、ものなれば、眞に國の本色備りて、固有文章の美、見つべきと論をまじき、藩政の時、予藩學校の皇典教師たりしかば、歴史家の需用とせむとして、一本を備へおきたり、これを當時の學制ハ漢籍を主とし、是は誰ありて手に觸るものとせむありしを、時の行ければ、皇政復古して、現今學制改良あり、大學ハ無論、小學とて、高等校教員試験課目と、此書を立られたり、とせむより、近傍の當局者ハ、日夜弊慮と、質問を訪來るとの絶き、これを五人十人の質問に應じたりとて、一般教育家の益に立べきにあらねば、此度おれが標註の草案をぞ始むける。』世に有名なる紫女の物語、清姫の冊子など、佳ハ佳なれども、元來女流の手にあらずれば、柔軟冗長の難ハ、まぬる難し、此書ハ男子の筆と出たれば、健剛簡單の體を得たりとこそいひつべし、めれ、誠と男子國文を修むるもの、模範といひはべし。』とて、普通印本ハ、誤謬極めて多ければ、善本を

べしとせむ、有用の書とは成ふたり、正史の體裁ハ、総て漢文を模倣し、これと三鏡ハ、全き國文として叙記し、ものなれば、眞に國の本色備りて、固有文章の美、見つべきと論をまじき、藩政の時、予藩學校の皇典教師たりしかば、歴史家の需用とせむとして、一本を備へおきたり、これを當時の學制ハ漢籍を主とし、是は誰ありて手に觸るものとせむありしを、時の行ければ、皇政復古して、現今學制改良あり、大學ハ無論、小學とて、高等校教員試験課目と、此書を立られたり、とせむより、近傍の當局者ハ、日夜弊慮と、質問を訪來るとの絶き、これを五人十人の質問に應じたりとて、一般教育家の益に立べきにあらねば、此度おれが標註の草案をぞ始むける。』世に有名なる紫女の物語、清姫の冊子など、佳ハ佳なれども、元來女流の手にあらずれば、柔軟冗長の難ハ、まぬる難し、此書ハ男子の筆と出たれば、健剛簡單の體を得たりとこそいひつべし、めれ、誠と男子國文を修むるもの、模範といひはべし。』とて、普通印本ハ、誤謬極めて多ければ、善本を

集めて校合し、難語等ハ、いさゝか標註を加へて、これを説明し、文法語格ハ、本文の傍に、簽を施して、國文とよむれば初學の案内とはふせる也、有志の諸子、おれ茲熟讀玩味して、國文の妙所を識得し、さて廣く外國の文辭詞章よも、涉りしむるまよは、内外本末、兼備せりて、眞の有用の學成就せんことを、期して俟べし、今其凡例を擧ぐることを左乃如し、

首尾

照應

主客

段落 大「小」

ハ、モ、シ、シ、ヤ、ニ、ト、等、の指辭は、一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、等、の受辭とは○此簽とよむれば本文の傍に施して、語格とよむ便宜とし、又脱字誤字衍文とおぼした所には△錯簡と認むる所は「」茲附して標註に愚案を陳べ、假字ハ、こゝろ、こゝろ、正しきよもあがふ文法とい、此他種々の名稱をわかれ、おぼしき初學の惑ひとも成ぬべければ、其大略はあけて標準とよむるよなき

明治二十五年十一月三日

大鏡標註

さいつころの先づ頃にて先日と云さいつころの音便なり雲林院の京都北山にありもと淳和天皇の離宮なり後に常康親王傳領まし、を出家の後僧正遍昭に付属して元慶寺の別院と爲給へり、ばだいから菩提講にて法華八講十講又ハ最勝講などの如く佛經と講説して僧俗男女に聽聞せしむこれと説法とも説經とも云り、こよなく此うへなく也うたて

さいつころ、雲林院のはたひかうにまうぞ、侍りまはれ、ひの人よりは、こよなきとこおいうたてけるおまふたり、おむなとたあひて、おなとところこおぬたり、「何をれにたやうなるもの、おまふたりとみ侍りに、これらうちわらひみかえしていふやう、年ころいさむらゝの人またいめんして、いさむ世中のみさく事をとたてこえはせん、このたゞ今の入道殿下の御りりまもども申あはせはやと思ひしに、何をれにうれまゝおひ申たるかな、「今ぞこころやまこよみぢもまかるとべし」「たげし事いえぬを、けよぞをらふくゝ心ちけし。「おれはこそむらゝの人をそのいえまほしくなれば、あなをほりていひしれ侍のけだ、とたは

げい、ヨハチヤウスなさい
ふ言に當れかおむき老
女の稱なり
ぬめりの居ルヤウス也
きこえはせん話合
ハセンと云る意あり
入道殿下の御堂關白道長
公也公入道して法成寺と
建これお住せらる故に御
堂關白と稱す藤原氏の榮
華と極めし人也
いまぞ心やすくよみぢも
まゐるべきよみぢは黄泉
なり思ふことを残りさく
語り合せんふの世に思ひ
おくことさしと云る也

おぼしきふといはぬはげ
おぞとらふくるよとの過
食して腹滿れば煩悶に堪
ぬことお覺へより徒然草
におほしき事はぬはは
らふくるよわさきまは筆
おまかせつよとかけるの
この文詞によれる也
故太政大臣貞信公は藤原
忠平公なり公のいまだ官
位卑かりし時の小舎人童
ぞと云る也其時の母の后
の宮とハ宇多天皇の御生
母光孝天皇の皇后仲野親
王の御女にて班子女王と
申すかう名のおややりの

え侍る返くうれしくたいめんたもあな、
つに成給ひぬるといへば、今ひとりのおきなきはと
ふまごらとおぼえ侍らま、ちぐしおれた故太政のれと
貞信公の藏人少將と申しざりの、ことぬりわらはおぼいぬ
丸ぞかし、「主を其御時の母の後の宮の御方の免しはひひ、
らう名のおかやけのよじぎとさいひ侍りしな、」おれば
ぬしのみと、おのれにはこよなきまをたてまつらん
ら、「とづらら、こらははにまつ時、ぬしを二十五六
のぞのこにこそいひませ。おとしふ免れば、よじぎ、」
るく侍りし事也、おぬしのみなはいにぞや、といふ
免れば、故太政大臣殿とて、元服つらうまつ時、さんぢの
姓をなごぞとおふせられし、おつやまとなん申、と申し

さ、やがらおぼえをなんつけせ給、
いとあまのくおぼえ、だれをさうよう、
みおこせぬよなごけり、「年世はあひなるなまをあらひ
めまゐるもの、せむしつて、いとくうの事いふ者
者あちよな、おぼえをせられぬ、といへば、たまよあ
りみ、おぼえをせられぬ、おぼえをせられぬ、
こみやりて、ぬし、いふ事、おぼえをいふめり、
此おきかごをば、おぼえ給や、といへば、おぼえをせられぬ、
一百五十さびよぞこそいひなり侍りぬ、おぼえをせられぬ、
百四十よはおよびてさふらあらぬ、とせむし申也、おぼえの
れハみづのぞの御門のおごし、正月のもちの日
生れて侍れば、十三代にあひあてまはりて侍る也、

よつぎの高名の大宅世繼
と云る也。さんちが姓の
此のなんぢが姓はの誤り
なるべしと云ふは、字形
最も似よりこれと云ふか
たるを死とみまがひて遂
に死と書改めたるものと
思はるさんちと云詞ある
へしともおもはれずいど
ほさましくなりぬ。モカ、
モカ、といふ程の意なる
へし。さらばこそまむせ
られぬ。一百五十年もな
がらへて昔語りをすれば
也。さらばもあらすとは
ぬし。いづつといふこと

「さくらをぬきしなり。」なまこと一人々おぼさず「それぢ
がなまがくさやうよ、つめそれあつりて、けらぬなれ
ども、みやこやとりとらふ侍れは、めを見給して、うぶぎ
ぬこのまおまて侍りける。また侍と、「丙申のと一に侍り、
このまをけよと聞ゆ、「さまひとりよなまとお死ななをこ
そよらまほしけれ。」生れけんや、いさりのもりや、「それよ
らとやすくおぼしてむ。」とらふをれは、まことのおちよと
そひ侍らば、この人のもまよまおこれと、十二三まへ、そ
ひ侍り、さまは、は、い、し、うを申さば、「たゞ我の子うを
さまぞとぞおぼさず、さうの御さひひん、さまは、さま、
又さまくしよま、せよ十貫と持て侍りける。さまは、さまな
ちをぬたれたる女の、これ人よはなたんとなんおまゆ。子

とおぼえずといふ笑りを
うけて、カウモアラ、考へ
みれと本年一百五十歳に
ぞ成ぬると也。されとま
げは百四十におよびて
こそまふらふらめとやさ
しく申也。繁樹が小舎人
童の時世繼の二十五六な
れば凡十年をのりの年長
也。やさましく申はつらし
そらにいふ也。その自分の
年も肥隠せざりしに世繼
が一百五十になれりとい
ふと聞て漸く一百四十と
いふとと案じ出たるが恥
らしき也。みづのその帝

を十人までうとして、これをさしたるの子とて、いさく五月
さまへうまれて、むつし一れたる、とらひ侍りければ、此を
あるせよ、さまは、さまに、と姓のまにとらひ、と
とひ侍りければ、なつ山とを申さると、十二三まへ、そ
かき大殿にはまゐり侍り、「なまはひひ、さまは、うれ、
い、えんしたるおぬ、なとけの御さる、なんぬ。」と一で
ら、このまのの説經、との、い、れ、何かはとてまある事
とさ侍らば、さまは、さまをひたは、さまを侍りければ、
うましき事とて、そこにおてせよ、さまのまの女人、やみ
えますらん、といふをれば、さまは、さま、とらひ侍
らば、それいをやうせ侍り、これ、その、ちらひ
そひて侍る、さまは、さま、閣下をさま、とらひめ

ひのしのやなりと云る也。云和名抄俗云衣夜美。云和良波夜美寒熱並作二日一發之病也とありあり日。日は今いふふるひ日也。なみだれつともみえずはいはゆるから泣にやくちをしうと残念と云となり。かみだれつともみえずは

へども、それはいとまきとてやければ、たづちかたやととり申さる、と思ふに侍で、「文徳天皇と申し御門おえしませ給ひに。」其まかどよりあなち、今の御門まで十四代にぞなら給ふ嘉祥三年庚午歳よとこといませと、一百七十六年ばかりにやなりぬらん。「うけまきももいこさだみのとなぞ申すを、あたれなくもあら」とていひつゞけ侍りぬ。

のら泣にて 侍らすの下に文字脱たりと思はる。さきくまきはさびしきと也。いざ給へとは俗おサアオキナサレといふが如し。いま一人の人が甚だ興有りて面白き事なりトウツ記懸せられだらんとは語り給へとなり。とまきくまきはさきくまきの以下は世繼が詞なり。さるべき事のさしらへまげまきはさるべき事の應答のれ繁樹も也。心ちするのするはいつしかの結びならめと上あいつしかと受たれば心ちすみて整ひたりされば上のと下にするのるか一方あて宜し死を二重おなれるは誤寫するべしこれよりてとのとふ術の簽を施せし。あとうつめりしのしはさふらひどのぞと結びさるやうなれまからず此ぞのよく

さきんにて受たりし文字は誤りて書加へんと思へる上にぞや何のさし詞なくして結ぶべき理由ありあとうつめりとまべし。あとうつめりとはあはアキトの約にて腰打と思へるキトの約はあればアキとも云へり今俗お口の利さるをアキハキハキ又アキハキハキも云るが如し。されば世繼等の物語と詳かふさのんどて口をたふさ極嫌ととりて程よく打合せたるやうすと卿子地に云る詞あるべし。このさふらひぞ印本このさるもらひぞに作るはいかにぞや覺ゆれば今一本によりて改めつこは生侍めきたるものと上あひへるさふらひ也。つゞくべきありとはさしつゞくべしと云る也。さいとひ人とは幸福多き人にて御堂殿をさす。世の中のとかくれなくあらはるべきなりこれぞこの物語の眼目ありける此物語の善悪邪正ありのまにかさ著はしていさうも曲筆なきこと此文にてまるべし。四けうとは天台の四教とて三藏教これを戒、定、慧、の三法門に分てこれを小乗とし通、別、圓、此三教と大乘とすこれと四教と云其中に化義化法阿種の四教あり三藏、通、別、圓、と、化法の四教と云。頓、漸、不定、秘密、を化義の四教といふとて此四教をも六時の中五時に説法せるを以て五時教といへる也。法華一部を説くに四教とて五時教とて五時にとく故に五時教といふ如く入道殿下の榮華をどくにつきて帝王皇后大臣公卿の上までとて以て餘興のとるべしと云る也。いみまうの甚しきを云。當時の入道殿下の榮華のひのしの攝政關白大臣公卿と均しきやうに心なき稚子をもの思ひとらめを決めてまからすその公の傳に道長典樞機三十餘年、女爲三朝后、子爲攝關、政柄歸已、黜陟任心、とみえたるを以て知るべしある時の歌にこのよとば我世とぞ思ふもち月のかけたるともあしどおもへるとあるが如く其借上いふをかりさるるとそれともあらぬ事ありといと簡單にうける文に

無限の感慨こもれり深く玩味すべし おおじだねひとすぢみぞおはしゆれと云々の淡海公の四子四家に分れて武智麻呂の家を南家房前の家と北家宇合の家を式家麻呂の家を京家と稱す就中北家最も繁榮せり 神の世七代は國常立尊より伊弉諾尊までとヤサ 當帝とは後一條天皇の御事なり 今の御門の即同天皇をすす ことしまでハ一百七十六年とい嘉祥三年より萬壽二年までの年數と云 かつじけきくさふらへども恐れ多きとされども意なり

御第一皇子後世の文なら
心第一御皇子といふべき
を御第一皇子といへるハ
中古の文の一體にて源氏
紅葉賀にこれや佛の御迦
れうびむがのふる云々と
いへるが如し 冬嗣大臣
ハ北家の祖房前公の孫内
麻呂公の第三子にて文徳

文徳天皇と申ける御門を、仁明天皇の御第一皇子なり、い
となひみちやす、御母は太皇太后藤原順子と申き、その後
左大臣贈正二位太政大臣冬嗣のれとゞの御むせめなり、こ
のみかと天長四年丁未八月にうまれ給ひて、とゞをあきら
らと能人をとろしせせば、承和九年壬戌二月廿六日御元服、
同年八月四日東宮とたせ給ゆ、御年十六、仁明天皇とと
おえする東宮ととりて、このとゞと承和九年八月四日東

五十五代 或本云 田邑帝ヤ

天皇の御外祖なりこれハ
よりて 嘉祥三年七月太
政大臣を贈らせ給へり
もとおはする東宮とは淳
和天皇の皇子恒貞皇太子
也藤原氏の一門説擗して
陥れ奉れるハ藤原氏の御
腹にましまさぬ故なりさ
てこそいかにやすのらす
おぼしけんとは歎息せる
かれ著者の精神想ふべし
印本おほえ侍るとり誤
寫あると灼ければ今改
先つ 印本みさゝぎさん
ばにありとあるハ訛なる
こと論なければこれも改

宮に奉ら抄給へるなや、「いもよやまのらきおはしけん、と
こそにかえ侍れ、」嘉祥三年庚午三月廿一日、位にほらせ給
ゆ、御年廿四、「さき世をふもせ給ゆ事九年、天安二戊寅の
歳、八月廿七日こうせさせ給ひぬ、御歳卅二、「みさゝ田邑
といふ所とあり、「御母の後十九として此みかをとうみ奉る
給ゆ、「嘉祥三年庚午歳四月、后よゝせ給ゆ、御歳四十
三、「齋衡元年甲戌、皇后宮とあがりぬ給ゆ、「貞觀三年辛巳
二月廿九日御出家、「さまへり 同八年丙戌正月七日皇太后宮
よほがりぬ給ゆ、これを五條后を申と、「伊勢物語よ、業平
の中將、よひくことよ、うちをぬならん、とよみ給ひた
るハ、此宮の御事のやうよ、さめらめめ、「いなる事と
ら、二條の后にのよひ申されけるあひたの事とぞうけ給り

めつ 灌頂とい御頂髪を
たろさせ給ひて御受戒の
時香水とそよぐと云 伊
勢物語お昔男語りけり東
の五條とさりふいと恐び

およぶや、「ばるやまのし」のなごも、五條の後の御心と侍
るも、わらぬ御中よて、そのとやとやしなこれ給へれば、た
なドとところに、おえしけるよせ。」

ていきけり密なる所なれば門上もえ入らで童のふみほけたるついでにのくづれよりのよけり人まげくも
ほらね度重りければあるじ聞つけてその通路に夜毎に人をそそて守らせけれをいけども元わはでかへり
けりさてよめる人まれぬ我かよひぢのせせ守りよひくことあうちもねならんどもよみけるを聞たていたう
るんじけり主人いしてけり古今も同じねもふき也 此宮の御事のやうにさふらふめるとは此五條後の宮の
やうにねもはるとなりぬるは上にぞのさし詞なくていか、也御事のやうにぞとありけんが脱たるにや
二條後の高子の御事あて清和天皇の皇后なり 春やむかしのこれも同物語むかし東の五條お大后の宮おは
しましける西の對にすむ人あまたりそれとやいよのあらて志ふかよりける人行訪ひけるを正月の十日か
りの程に外にかくれふけりある所いさけと人のゆえかよふべき所にもあらざりけれを猶うしと思ひつゝな
んありける又の年の正月に梅の花さのりなるにこそを思ひ出て月やあらぬ春やむかしの春さらぬが身ひ
とつはもとのみにして 五條後の仁明天皇の皇后にて文徳天皇の御母藤原冬嗣公の御女なり二條後の御娘
にたはしませばわらぬ御中にてと云る也

みかふをりさへはなやか
に先でさかまけんとは父
帝の御即位の折遠のらぬ
程を云るなるべし 母方
の御をぢい貞信公あり此
大臣を小一條の大臣と稱
す 天皇御落飾の後丹波
國氷尾山寺みましくさ
氷尾後お山城國葛野郡お
藤り 源氏の武者のぞう
とはどうの族あて清和源
氏の一族を云此時既に兵
權の源氏お歸せる勢ひあ
れば公を忘れぬために公

五十六代 このみくを御かたちめで
たく御こころいゆくし
はぎのときと清和天皇と申ける、御いとなひとやほ、「文徳
天皇の第四の御子也、」御母明子皇太后宮と申れ、「太政大臣
良房おとこの御をぢめ也、」このときとと、嘉祥三年庚午三
月廿五日、母おとこの御をぢ、おみおとこの、小一條のい
よて、ちとこの、位にたつ参給ひて、五日といふ日生
れ給へりけんこそ、およをりさへなやかこめでああり
けん、とおほえ侍れ、「これたるの御子の、東宮あらそひ
し給へりけんも。この御事とおほおほゆれ、」やがて生れ給
へる歳の十一月廿日東宮にたち給ひて、天安二年戊寅八月
廿七日御歳九歳にて、位につか参給ふ也、「貞觀六年正月七
日御元服、元日御御歳十五なり、世ととらせ給ふ事十八年貞觀十八

の御かためとこそいある
めれといへる記者の用意
想ふへし 染殿の太政大
臣良房公の邸宅也これ
因て五條后と染殿后とい
へり染殿は正親町の北
極の西一町ありと拾芥
抄に見ゆ 智證大師の僧
圓珍にて後々延暦寺の座
主となれり天安二年戊寅
の歳八月廿七日ぞうせ
せ給ふみさゝきたむら
といふ所あり此の決な
く文徳天皇の段の錯簡な
り彼段にみさゝきたんば
みゆりぞ云るの必ふら

年十一月廿九日、染殿院にて、ありさせ給ふ、「元慶三年五月八日
元慶四年十二月四日、うせさせ給ふ、御歳卅一、」
御出家なり、「この世の御門と申、」
りこの御をぞうし、いまの世、源氏の武者のぞう、
れをおほやけの御をいめとてはなるめれ、「御母三十三
こ、このころぞうとたつり給へ、」貞觀六年甲申正
月七日、皇后宮のわがり給ふ、「まきよ乃位とて四十一年お
えします、「染殿の后と申、」この時乃御持僧よは、智證大師
におえします、「天安二年」とらみ歳八月廿七日よせさせ
給ふ、「とさゝきたむらといふところより御をのけり
なはざりけるこそ心うくは今生冠なり」天安二年と、唐よ
りるり給へ、」

あるべし然らざればはたぐ事實に違へり案ふに天安二年といふよりゆくりかく誤り来て文徳天皇崩御の年
月日山陵のことをこゝに出せる也此文を訂さんにはその時の護持僧智證大師はします天安二年お唐よ
りかへり給へりとせし 天皇崩御は元慶四年にて圓珍の歸朝の天安二年なり 御ものけりより今生冠な
りまでの廿四字も他の脱文をどのまひ入ぬと見えて文意明瞭ならずは真誤あるべしこれも例によりて訂
正せんには 染殿の后と申御ものけりかあはざりたるこそ心うくおぼえしこの紺青鬼の冠なりと申
せりおぼらば文意も開ゆべし紺青今生音韻通じたればこんじやうと假字書にまたるを今生と本字にかき
改めたるよりの説れるふや或人の説お染殿の後の紺青鬼に悩まされ給へること今昔物語に載りこれを云
今案ふに佛氏盛なりし時の著作あればか、ることを載けんも知るべきにあらす即ち桓算供奉の類あるべ
し

長良公の冬嗣公の第一子
にて染殿院の良房公の邸
也 印本のがせ給ふとど
あるはのがれさせの説り
なると灼ければ今補ひつ

五十七代 この御門ものくるはしうおは
しませたりといへる本あり
はさ乃とて陽成天皇と申れ、御いとなとたあさら、「清和
天皇第一乃皇子なり、「御母皇太后宮高子と申き、贈太政大
臣長良のおとこの御をいめなり、「このみかど貞觀十年はち
のえね十二月十六日、染殿院にて生れ給へり、「同十一年は

釋迦如來の一年のこのう
みどの釋迦の八十にて入
滅せるに天皇は八十一に
おはせしと云 後世のせ
めどおんおれるとこそ人
の夢にみえけれ倭佛盛ん
なりけん世のさま想ふべ
し この後のみやづかへ
しそめ給ひけんやうこそ
ればつらなけれといふの
りたるりかゝる品行にて
後にたち給ひたるり全ら
藤原氏專權のまごぞと云
るなるべし いまだよご
もりてればしけるとい御
としにかさきことと云

ちのとのうー二月一日、二歳にて東宮よたせ給ひて、同
十八年丙申十一月十一日に、位に流るせ給ふ、御歳十五、
世をさら給ふ事八年、元慶八年二月四日ねんせ給ふ御のがれさ
歳十七二條院にねはしけるとぞ△△
せ給ふて六十五年なれば、八十一にて天曆二年九月廿九日
にらくれ給ふ、御法事の願文と、釋迦如來の一年のこの
みとえ、つくられたるなり、ちあふかく思ひよとけんやと、
いとけうられと、佛の御歳よりと、御歳たるといふ心の、
後世のせめとなんなれる、とあそ人の夢にみへけれ、御母
后清和代御門よりは、九年の御あねなと、廿七と申しと、
あけ陽成院をほうとてまはりたるなり、元慶元年正月
后よりちたまふ、中宮と申、御と一卅六、同六年壬寅正月
七日、皇太后宮よりがりをたまふ、御と一四十一、とろさ

い中將のかくし奉りたり
なるとは伊勢物語に昔男
孫をけり女の得達ふまじ
かみなると年をへてよと
ひわたりけると幸うじて
女の心合せていと晴まに
むて往きかり云々鬼のや
女をと一口にくひてけり
とほる用註よこれは二條
の後のいとよの女御の御
跡を仕う奉るやうふて居
給、りけると容。いとめで
さくればしければぬすみ
て出さうけると御兄堀河、
大臣大納言大納言ま
だ下腐みて内へ参り給ふ

れれみやつらへしそを給ひけんやうこそ、おほはれのなけれ、
いまたよことりておとせぬとて、さい中將代をけびてゐ
て、もくしてまつりたりけるを、御せうを乃君たち、基
經大臣、國經大納言などれ、とらくおとしんかよ代事
なりけんがし、とりるへし、おとしたをけるぞり、はま
まこまれり、我こそこれり、とて給ひもも、あけ御事
なれば、とあけよに神代代事をと、申いせぬとぞか、さ
ればとけつねに御らうづねよと、御らんどうをたら給て
きやおとしましけん、とおほえ侍る、もいはなれぬ御中に
て、染殿れみやまありるとひなと給ひけんほのこと
にや、とぞおいはららる、およほぬ身よ、るやうの事を
さし申すと、いとあけたけなき事なれと、これはみな人の

の介の擔任なり
ふちつばのうへの御つば
ねのくろと徒然草に黒戸
は小松の御門位につかせ
給ひて昔たゞ人あればし
まし、時まさな事せさせ
給ひしと忘れさまでは常
あいとあませ給ひける間
あり御新あすけされば
黒戸といふとぞとみゆ

ねもひ人ねもど人の詠り
也侍従於毛止比止万知岐
美と倭名抄にみゆ此天皇
侍従あねはしましけれと

年丙戌正月十三日、太宰帥遷兼す、御年三十六、同十二年庚寅二月七日二品このぼり給ふ、御歳四十、同年上野太守、同十八年丙申二月廿六日式部卿よならせ給ふ、御歳四十六、「元慶六年壬寅正月七日、一品にのぼらせ給ふ、御歳五十二、同八年甲辰二月四日、位よき給ふ、御歳五十四、世をたらせ給ふ事四年、小松のみかどと申す、この御とき、あぢはぼのうへ乃御つばねのくろとはあきたる、とき侍るまことこや、」

或本よ仁和三年八月廿六日うせさせ給ふ御を一五十六

五十九代

あのみくをありひらの中將とすまひとり給ひて、まけてかうらんやふれたる事あり、ねもひ人のときなり、

はきのみかど亭子のとらと申さ、「小松のころとの第三の皇子なり、「御いとなきたみ、「御母皇太后宮いとな班子と申

王侍従とせせると下にあり

からいしものみあり給ふ
あはけむじの詠りならむ
と云る説話をいかにあ
るべに下に論ふをみるべ
し

とみし御侍子なり公事
根元石清水臨時祭の祭に
中の辰の日試樂の事あり
御殿のまごひさしに御侍
子たて、出御ありと見え
たるこれ也かうらんは清
涼殿の高欄なるべし
加茂臨時祭下百日公事根
元に云先兼日に試樂開樂

き、「二品式部卿贈太政大臣中野の親王の御女なり、「このとらと貞観八年丙戌五月五日生れ給ふ、「元慶八年甲辰四月十三日あらいしをろとなり給ふ、御歳十九、「王トウうなとさこえて殿上人よておはしましけれ時、殿上乃ごしりまこて、なまひらけ中將とすまひとらせ給ひけるかどよ、こしと打かけられて、かうらんをれよけ、それぞれめいまに侍れなり、「仁和三年戊申八月廿六日東宮よたせ給ひて、同ト日位にほらせ給ふ、御歳廿三、「よとせらせたまふ事十年、「寛平元年はらけとせり十一月廿一日、つちれとせとりれ日、のれ臨時祭はたまふ事これ御とよとりなり、「はらひ右近衛中將時平、きたの御かふき、本昌泰元年はらけえ院のれとの御事也うま四月十日、出家せさせ給ふ、「これ御門いまた位よはら

なほいふ事有當日の儀御
禮庭の座を石清水に同
じ社頭の儀にて、使舞人
歸りにかへり立の儀有孫
廂ヒヤ御障子をたつ御引直
衣に御草鞋をぬす額間よ
り出御させ給ふ階の間の
通りの庭南北二行に座と
まきて使舞人つくらしろ
み本末の神樂の所作人陪
從近衛の召人つく出御有
て公卿めしあれを簀子長
階に候す階の下に頭以下
つきて使舞人止めす勸盃
ありて神樂あり庭燈より
始めて朝倉其駒までうた

せ給えざりけるとき、十一月廿五日程よ、いそげとやしろ
れへんに、あはれひあそひあまきなるよ、いそげとやうと
んたくせん給ひけるやう、此をん侍るおまなとをなと、
はるたまつて多侍り、ふゆれととくつれとなることまじ
る給えらんと申たまは、それとよこのせれとやうとじん
れおほせらるゝとおほえを参給ひて、おれれい、ちちらおよ
ひ候えき、「おちやけよ申させ給ふべき事よこそさめらぬな
れ、」と申させ給へば、ちちらちちらばせ給ひぬべたなればこ
ろ申せ、「いたくよやうくなるふるまひなき参給ひて、「御
申やうなりとて、ちちくお侍るを、いけつせうと
せ給ひぬ、」ふるめる事よと心えきおほしめ程に、よく
位に候せらるゝとければ、そんたくたまつてせさせたまへ

ふ庭火にももろ歌詠るべ
ければ人長さはうあり御
神樂はて、祿あり ちか
らおよばせ給ひぬべたお
ればとは帝位につき給は
んどなり さやうくさ
るふるまひの輕々なるに
てのろくしきふるまひ
ま給ふとなり ちちま
ちちび、印本あまつあ
そびとあつあつあそ
びの誤りあること灼けれ
ば改めつ みかきとやす
ともいとのくやいおとし
ますとは此天皇の御末の
ひろくせ給へるの他の

るぞい、「いそげ明神代も参んして、まつてせさせま
へと申させ給ふ日、とて昨日侍りければ、やがて霜月
れててれとて昨日、臨時に祭は侍るぞい、「河づま河づひ
けうもは、と一行に朝臣れをとけるぞい、
ちはやあふるものやしろのひめ小松
よ海づとあまをいろははらと
これハ古今にひりて侍り、「人みなとらせ給へる事なれとて、
いとくをみ給へるぬいかな、「いまにたえきひろとらせた
まへ御を思、とて申すを、ちちくやはおそい
す、「位よつかせ給ひて、二年とふるまをたまれり、はかひ
右近中將時平朝臣こそは給ひたれ、「寛平九年七月五日、
おりと参給ふ、「昌泰三年はちのきのひつー十月十四日、出

天皇とすそともかくいお
はしまさんやとなり
このみかどのたゝ人にち
り給ふはさとの源氏の姓
を賜りて人臣に列し給へ
るを云かされ此事判然
ならざればおぼつかなし
とはいへるにや昭宣公の
廢立と行ひ給ひし時融大
臣の近き皇胤を尋ねば融
らも侍るはといひ出給へ
れば公の皇胤なれと姓と
賜はりてさゝ人につかは
れて位に即たる例やある
と斷言し給ひさるにいく
ばくもあらずして一世の

家せと務給ふ、御名とむがうらくと申れ、「承平元年七月十
九日、うせさせ給ひぬ、御歳六十六、」肥前のぞうたちえな
のこしと、殿上にさふらひける、入道まけの御ともにてこ
れ乃とぞはかまはりける、「されはくま乃にてと、ひねとい
ふ所に、あひぬの夢とてえはるを、ととよむぞあり、」人
くなとたおともこととりにあはれなる事な、」これみる
そのたゝ人になり給ふやと、なむとちばつるなり、よくそ
れほえ侍らぎ、「御母とて井むの后と申、」長野親王を桓武天
皇の御孫なり、「このとらとの陽成院の御時、殿上人にて、神
社乃行幸には、まひ人なとせさせ給へり、」位にほかせ給ひ
て乃ち、やうせいあんざとほりて、行幸有けるには、ちう
たいと下人にてあらざや、あしくととちるあな、とこそれ

かせられけれ、」

源氏とせ給へる諸王
と公の首として天位につ
け奉られんこと有べしとも思はれず侍従にはならせ給ひさればこそ王侍従とい稱し奉りけり源姓と賜ひた
らんにいのでかは王侍従とい稱し奉るべし猶よく案ふ賜姓の御事其御定めりありつらめと事實の行はれ
ざりしむぞありけんさてころおぼつかなしよくもれな侍らすとはねほめきたなれ官位のとあれ姓を賜
はりて天位に即給へること誠には有べきにあらず 長野親王の例によるに長野親王の御女にて桓武天皇の御
孫ありとあるべきを誤寫せしこと論ずし 印本やうけいむんとせるのやうせいむんの訛なり今改たむ た
うだいの下人にはあらすやなどのたまへるは此上皇上にみえさる如くものくるはしうおはしましさればな
りけり

六十代 いく爲聖代 桓算事 北野御事
そそよの中おやつつゝへた光る

はぎのゝゝと醍醐天皇と申き、御いとなつひと、「是亭子
太上天皇の第一皇子におはします、」御母贈皇太后温子と申
き、「内大臣高藤 此人は勸修寺
の氏のはじめ の氏のはじめ、」乃おとゞれ御女なり、「これみ
かど仁和元年乙巳正月十八日と生れ給ふ、」寛平五年とつれ

夜御殿の清涼殿の内ふり

御いかのもちひ此の皇子
降誕より五十日に此御祝
あり紫式部日記に御五十
日は霜月のついでたちの日
例の人々のまたてゝのほ
り竹をひさる御前のあり
さま繪に書きしる物合せ
の所にぞいとよう似て侍

とけう一四月二日に、東宮また、彦給ふ、御とし九歳、同七
年乙卯正月十九日、十一歳まで御元服、又同九年丁巳七月三
日、位と改らせ給ふ、御歳十三、「やがてことひよるれおと
ゞよと、にえもよ御ちうぶを奉りて、さしいてたをしまし
るでける、御つづもらわごと人れ申は、まことよや、「さて
世とたせ給ふ事卅四年、「これ御歳ぞかし、むらかると、
朱雀院ら、うまれおとしましたる御いものさちひ、殿上と
いたさせ給ふこと、これひらの中將和歌つかうま洗れると
ておぼゆめり
ひととせよとよひちぞふと今とせば
そくとせまぞの月かけを見む
とよむぞかし、御あをし、みらどのしれたましけんた

りし大宮のえびぞめの五
重の御衣すこうの御こう
ちき奉れり殿餅のまわり
給ふとみえたるこれ御い
かの餅あり
かくさへの下ぞ文字脱々
るなるべし

トけなきこと、
いてひつることたまならはそとせめ
のちをばさせぬ月ぞこそみめ
御ちうなと給ふに、いとなまめかしうらくと△おとし
ましける、』
延長八年九月廿五日れりさせ給ふ、ねなは八日うせさせ給
ふ、みさ、き山まきあり、のちの山しきといふ、此時ぞ
かし、

六十一代 將門補友が事この時也

朱雀院天皇と申さ、御いとなひろはれたら、「これだのどれと
るぞれ御十一代皇子なり、「御母皇太后宮隠子と申さ、「太政
大臣基經おとしれよつれををめなり、「これみらと延長元年
癸未四月廿四日、うまれさせ給ふ、同三年乙酉十月廿一日、
東宮とたち給ふ、御歳三歳、同八年庚寅九月廿二日、位と

八幡の臨時祭公事根元に
まづ二月の比より奉行の
藏人使舞人を予定む中の
辰の日試樂の事有御殿の
まごびさしお御椅子たて
へ出御あり公卿めしによ
りてすのこながはしなご
にさふらふ四位五位の藏
人使のもと地下に候す次
に年中行事の障子のもと
みのぼりて御氣色うかい
ひて香とつけて前庭を通
て滝口の戸にて舞人とり

けらせ給ふ、御歳八歳、「承平七年正月四日、御元服、御歳
十五、」よびたをも参りまふ事十六年、「ある本ふ廿四日御
天曆六年八月十五日うせ給
ふとあり、御歳卅心、八幡の臨時祭も、此御時よりあるご
みさうきとりの有
し、「これとらご、うまれを参給ひて、御らうごまめら
ぎ、よるひる火とごして、御帳内にて、三までおふ
奉ら参りまひき、北野におち申さ参給ひて、かゝありそ
らし、「これみらごうまれおとごまごを、藤氏乃とごえ、い
とらうしをおとごまごを、」いと折れし、生れさ
せ給へ、ごらう、位に候せたまひて、まごごがた
れいごまて、御ごごんよごご聞え侍りし、「ごら臨時の祭
よ、そのあづまらごびの歌、はらゆき乃ぬごのとたりじ
松をたひまたごらげさひいそし水

ゆくすあごふくつごしははらむじ』

す舞人すゝみいづ竹笠の
下にて竹の枝と折てかさ
しふさす仁壽殿の廊の下よりすゝみて御前につらかりたつ陪從近衛の召人求子うたひ琴笛 の音と合す
舞人まひとはりて大ひれのへしうたひてまひたえずしてまのりいづ云々當日の御禊あり庭座に使舞人つく
大臣以下かさしの花を使舞人の冠よさき三献もしの五献はて、重ねかはらけの事あり天慶五年四月廿七日
始めて此臨時の祭はありきこれの過にし年將門が亂逆の事ありし時祈りやされける時の其報賽のよめに奉
らるとみえて使は播磨守允明の朝臣なり 祈くるやはたの宮の石清水行末遠くつかへまつらん是の其をり
の歌にみん侍るとありて初二の句たごへり みうらしもまむらすとの御隔子とおしたるまゝあしてはけ
ぬを云紫日記みだよふのきやごの月さしくもり、木のしごごらきに、御かうしまわりなばや、とみえ
り、さるを閉ざるとみいへるのちらうへみてごがへり 北野におちやさせ給ひて時平大臣の縁により菅
公左遷せられ給ひしを恐れさせたまひてあゝ朱雀天皇の昭宣公の御外孫にましますば時平大臣の御舅あり

六十二代 天曆聖主此也、殿上和歌會、

はぎのともごびらごの天皇と申き、御いごななりあまら、
これだごごのともごの十四皇子也、「御母后朱雀院のおなじ

印本桂方坊とせるハ訛な
れば今改先つ

前坊ハ保明皇太子諡を文
獻と申す

朱雀天皇の降臨ハ四月廿
四日也
みろきは朱雀天皇也

ハらよおえしす、このみかを延長四年丙戌六月二日、生
れさせたまふ、桂芳坊にてうまれさせたまへるとぞ天慶三年庚子二月五日御元
服、御年十五、「同七年甲辰四月廿日、東宮よたせ給ふ、
御とし十九、「同九年丙午四月廿九日、位よたせ給ふ、御
歳廿一、「よ坂とらせ給ふ事廿一年、ある本に康保四年五月廿五日、
うせさせ給ふ、御とし四十二、
御みさき、御母后延喜三年癸亥、前坊生れさせ給ふ、御歳
十九、「同廿年、女御宣旨くだり給ふ、御年廿六、「同廿三年、
こづのとのひつと、朱雀院うまれさせ給ふ、「同四月廿九日、
后の宣旨うらふらせ給ふ、御とし三十九、「やがてこのと
と奉り給ふ、「おなト四月に、后にみちせ給ひけるよや、「
四十よ村上ハうまれさせ給ひけり、「后こせ給ふ日、
前坊の御あとを、宮のうらこゆかがりて、申いづる人も

とやまのうつろは宮中
をまかりうつるにうつる
なり

なありけるよ、かの御足のとまに、御りの大輔のまことといひ
とともけれ女房の、あるとて出たりけり、
こひぬれは今えた物をおもふとぞ
あゝろにぬえなとだなりけり
又御法事はて、人くまありいつるひき、うらあそはよま
れありけれ、
しまとこもやまをいつるほとよます
つづれのとよなかんをとらむ
五月の事に侍りけり、「けこむかこをおぼゆるよこ、
あ的事まで、はあそはありのこと、うら侍りのこと、「
きて前東宮におくれ奉りて、おきりなくおびらせ給ふ、「同
トと朱雀院うまれさせ給ふ、「これ后にもせ給ひけん

と、けに御なげれ御よろこびをなせられたる心ちつかうまつ
ど、「とにたかたきとこれぞ申す。」

元方は藤原菅根の子官大納言に至る

師輔公右近衛大将なれば右衛のおとと云へり

御即位の禮ハ漢土の制を交しへ用ひたまへども大嘗會ハ神世の舊儀を傳へていふもかも外國の風と交しへ給はず純粹の皇國

はれのことばは、冷泉院天皇と申き、御いとなのマひら、「是
おらると天皇の第二乃皇子なり、」御母皇后官安子と申す、
右大臣師輔のおとと乃第一のますめ也、「このとかと天曆四
年庚戌五月廿四日、右衛のおととのいまた從五位下にて、
備前介ときこえまつりしをりの、五條の家に生れさせ給へ
り、」同年七月廿三日、東宮にたしせ給ふ、「應和三年癸亥二
月廿八日御元服、御歳十四、」康保四年丁卯五月廿五日、十
八月て位よはら抄給ふ、「と又たとよせ給ふ事三年、寛弘八
年辛亥十月廿四日、御歳六十にて、かくれおとしよしける

六十三代 此みかたに元方のものよければ
しまして、わさましかりきと

と、三條院位につるせ給ふとしに、大嘗會なごれのひけ
るぞぞ、をりつしと世の人申ける、

六十四代 圓融院寛和元年八月廿九日出家、御歳卅七、御名金剛法、
同二年三月廿二日、於東大寺受戒、正暦二年二月十二日崩、
年卅二、同月十九日、葬圓融寺北原、置御骨於村上陵傍、

はぎのとを圓融天皇と申す、御いみなをりひら、「是村上
のとのとの、第五皇子也、御母冷泉院の、同ト腹よおと
また、「このみかた天徳三年己未三月二日、生れさせ給ふ、」
此御門の東宮よた、抄給ふかとは、いときよくしいと
き事ともこと侍れな、「これいみな人のよろしめしる事お
れは、事をながし、とよめ侍りぬ、」安和二年己巳八月十三日
よこそを、位にほかせ給ひけれ、御歳十一とぞ、「もて天祿三
年壬申正月三日御元服、御歳十四、」と又たもよせ給ふ事十

風也かゝる无上の大禮の延びけれハ折返しと云る也正統記には永延のころ寛平の例をたいて東寺にて灌頂せさせ給ふとみゆ

御母冷泉天皇の御同腹安子皇后ふて九條のおとこの御女あり いとまに、いみじき事とは冷泉天皇東宮ふおこせし時御病がちなれを村上天皇爲平親王と立て儲宮と爲給はんとおぼし、かど親王ハ西宮左大臣高明公の親

る又は、だあるべし
まんに寶劍の天位の信と
なり給ふ三種神器の二種
なり 粟田殿の奸計至れ
りといひつべし
日ごろやりのみしてとは
破り残して也土佐日記に
とまれかうまれとくや、
てんとあるこれ也大日本
史女御忞子の傳に藏忞
子、誓、常不離身及捨
身于華山寺、偶遺之途還
取之其感溺如此とみえ
たるの即このことなり
粟田大臣の奸邪甚とい
ひつべし そうなきまた

しめして、まほしき、とにいらせ給ひけるがそぞ
ら、河の殿いふことをおぼしめしもちぬるぞ。たゞ
今ひきなば、おのづからをとりとて、いでまうせられたん、
とそらなれし給ひたる。「河はちとよまよ、ひんがしを
まよおそしまはに、晴明のといふまをわらせ給へば、
とづらのうへにて、手をおひあぐりてたぐとうつな
ぞ、とるぞおとさ抄給ゆ、ととゆる大變はるるが、とて
になりにけり、ととゆれがな、まわす奏せん、車こそう
ぞくとせせと、といふことをせ給ひけん、ととせ河
はれとは、たほしめしけんがし、「河はくしき神一人、だ
いこまわれ、と申ければ、めにはとえぬもの、とた
りてつづ、うしぬをせ、とまわらせけん、たゞいまこれ

まひけるこれも、この
誤にやまからまはまうで
きなんどぞのぞ文字脱た
るなるべし
すであなりおけりとは天
皇のかりさせ給ふとなれ
りとおどろたたる詞なり
かつくしき神と云は晴
明の傳に役使職神と
みえたるこれ也
同傳に晴明、妻長職神
故置之、一條反橋、側
有、事則召而使之其門戸
無人而常開闔、とあり
いらへけり、職神のいら
へけるなり おどろにも

よまをせせおとしませ、とつうけりてのや、「其家は
ちみのおまぢちぢなれば、御とちなすけり、花山寺におえ
しまはれて、御ぐしおぬを抄給ひてちとぞ、河をた殿
とまのといで、おとにせおはらぬすがた、今一度みえ、
らくとあんないを申て、もならせまゐる侍らん、と申給ひ
ければ、河をれとらなしきことなすな、日ごぬよく御弟子
よまをせらせん、とちまをせらし申給ひけん、河ろろし
まよ、「東三條殿を、そしる事やし給ふ、とあやふまに、と
れべく城となしよ、源氏に武者たちをこと、御おくまよ
へられたりけれ、「京のぼはらくれて、はくみの渡りて
ぞうちいであるやけり、とよまをせは、そしちして人な
とやなし奉れを、一尺はるものぬをぬれぬけり、

かはらぬ姿今一度みえの
くどあんないもすて必ま
わり侍らんとは父兼家の
大臣にも出家せぬ此まゝ
の姿あて一度まみえ出家
の事をもやしうて、また
天皇の御もとに参らんと
あざむき奉れる也誠にお
そろしき奸邪の人ありけ
り 東三條殿の兼家大臣
なりもしさる事やま給ふ
とは出家の事といふ 源
氏の武者たちをこそ兵權
のたのづから源平二氏に
歸せる原因を視るべし
おして人なごやなし奉る

さそり申けりぞぞ、「ある本に寛弘五年二月八日
せさせ給ふ御とし四十一」

六十六代

はぎのころど一條院天皇と申き、御いとなやまひと、これ
圓融院乃御門第一の皇子也、御母皇太后宮詮子と申き、是
太政大臣兼家のおとゞの、第二の女なり、このころど天元
三年庚辰六月一日、兼家代れとゞ乃東三條の家にて生れさ
せ給ふ、東宮よたせ給ふ事、永觀二年甲申八月廿八日也、
御歳五歳、寛和二年丙戌六月廿三日、位につかせ給ふ、御
歳七歳、永祚二年庚寅正月五日、御元服、御歳十一、これを
もともせ給ふ事、廿五年、御母ハ十九にてこのころどをう
み奉り給ふ、東三條女院と是ぞ申す、この御母はのち藤
原仲正のむすめなり、「ある本に寛弘八年六月十三日、おりさせ給ふ、
同月の廿二日らせさせ給ふ御とし卅一」

六十七代

とは他より無理ふ出家の
せんとする事もやと其書
権の源氏の武者に白刃を
とらせられし也
天皇御律居貞と申奉れば
かみだあさるを印本い
さたとす今改先つ
御目とわづらはせ給ふと
いふは他所の事のやうに
ありとあり
いかなるとりにかはせり
あかほりけんを省く格也
みすのほるとのみゆるは
御慶の編緒のみゆるま
り
一品宮の天皇第三の皇女

つぎれこのと三條院のころど申き、御いとなぬさだ、是
冷泉院第二の皇子なり、御母贈皇后宮超子と申れ、太政大
臣兼家の第一の女子なり、このころどハ、貞觀元年丙子正
月三日、生れと参給ふ、寛和二年丙戌七月十六日、東宮りた
せ給ふ、おなと日御元服なり、御歳十一、寛弘八年辛亥
六月十三日、位につかせ給ふ、御とし卅六、よをたもたせ
給ふ事五年、院よなごせ給ひて、御目を御らんせざりしこ
ろ、このころどハ、このとに人のとたてまつるにえ、い
さくらのとらせ給ふ事、たえしよさるのなり、このこと
れやうとぞおとせ給ふ、御まなごなごも、このころど
よちとせ給ふはかり、このころどをりには、時くも御らん

るに、此にはあらじか

大日本史天皇本紀に後病
失明とありて註に桓算
爲_レ崇等妄誕不經故不取
と見ゆ

中堂の比叡山の中堂にて
同紀に長和五年五月登_二
比叡山_一修_二七壇_一法_二七日_一
とみえたる是なり

此こと々もの妄誕不經の
なることながら世上より
ひはやしめるまゝにあげ
るにや

ふまはりし、御やまひより、金掖丹といふ薬を、めいた
りたるを、その薬くひある人を、めく目をなんやまなど、
人を申しよと、まことと桓算供奉の、御もの、けよはらて
れて申けるハ、御くひにのりあり、左右のえぬを、打ちほ
ひ申たるよ、うちはぶきうごすをりよ、すこし御らんを
るなり、とこそいひ侍りけれ、御位とら参給ひし事、おな
くは中堂よのほらせ給へんとなり、「まことと、のぼらせ
給ひて、とらにその験にまこととまこととをまことと
しよ、」やがておまめら参ちまこととまことと、すこしのまこと
しと、あるべかりし事、「まこととまこととやまの天狗乃、ま
こととまこととまことと、まこととまこととまことと、まことと
まことと、まことと参給ひりよ、」とて佛の面と、ひんがしの

うつまふこもらせ給へ
りたの同紀に十二月辛_二
廣隆寺_一駐蹕九日とあり
廣隆寺のうつまふあり
くみれは組入めて天井
のさまにや 大入道殿は
兼家大臣にて天皇の御外
祖あり 齋宮は皇子内親
王ありわのれくしとは
天皇位も即給へば内親
王の未嫁者を卜定とて御
卜ありて其卜ありたり給ふとば西川にて御被させ奉りて内親の左衛門の陣に忌竹を立て籠らせ給ひ二年目
に又御被ありて其八月より明年の八月まで野宮に移りたはしますと三年目に伊勢へ御下向はる其時参内
ましますと天皇大極殿に出御ましくて御自ら内親王の御髪に御櫛とさし給ひて二度京へのばりまします
など詔給ふこれを別の櫛と云り此御くしと給ひて後の御對願なき御事なり今上の御代のかはらせ給はね
ば齋宮もかへり上らせ給ふとまた御規定なり 當代の即後一條天皇あり

ひさしと、くみれを、せられたるなり、「御志ほうしせとせ
給へりけるを、大入道殿にこそ、いよよとまこととまことと給
へりけれ、御心ま、いとまこととまこととまこととにたし
して、まことと人いみとまこととひ申め、齋宮のくだらせ給ふ、
わかれの御くしとせ給ひて、かたみこととまこととらせ給へ
ぬ事を思ひあらぬよ、此院をむかひせ給ひり、あやしと
はみ奉りし物とぞ、入道殿にかせられける、」寛仁元年五
月九日
うせ給ふ御
歳四十二

六十八代

はさのといと當代、御いとなははなり、「これ一條天皇御第二皇子也、御母いまの入道殿下道長の第一乃御むを也也、」皇太后宮彰子と申を、「た、今ハ、たれらはおほはるなくおほし思ふ人の侍らん、」それとまづまべらぎの御事を申さまこまがへ侍らぬ也、「寛弘五年戊申九月十一日、土御門殿とて、生れさせ給ふ、」寛弘八年辛亥六月十三日、東宮とたせ給ひき、御歳四歳、「長和五年丙辰五月九日、位よけさせ給ひき、御歳九歳、」寛仁二年戊午正月三日、御元服御歳十一、「位よけさせ給ひて、十年にやならせ給ふらむ、今年萬壽二年乙丑をこそを申めれ、」おなととらと申せとて、御うしろみおみく、たのをしくおそま、御おほぢに、

土御門殿は道長大臣の家也後一條天皇降誕の御事紫日記に詳りあり

同じみくを、うせせも御うしろみ多くたのもま

ねはしましとは御外戚の大臣の多きを云へり第一の御ぢは頼通大臣にて宇治殿と稱す一天下をまつりなちてねはすへき上にぞや等のさし詞なくしてべれを受へかにわらせこはまつりなちてぞればすへきにてぞ文字脱たると約けれを試み加へりつぎの御ぢは頼通大臣東宮太夫の頼宗大納言中宮權大夫と能任大納言中納言は長家中納言なり一のここの教康親王なり うしろみすへき人

今の入道殿下出家せさせ給へれど、とれおや、一切衆生、一子乃ととくそぐみおそしませす、「第一の御をぢに、た今に關白左大臣、一天下をまつりなちてぞおそすべき、」はぎの御をぢと申ハ、内大臣に、左大將おけておそす、「おほひて東宮太夫、中宮權大夫、中納言、など、まま、」こはおはしとて、「あつれととて、おはしとせは、御うしろみおほは、おほしと今と、とらととらとを申せは、臣おまたし、おほけおまつれと、おほけお給ふのあり、」そればた、一天下は、こが御うしろとのさきにてたてしませは、いとあせとくめせらる事なり、「むか、一條院の御なやとのさり、おおせられけは、お入らむは次第のさよ、一れみこをなん春宮とせべけれと、うしろ

おきみえたるこれ也
目にも耳もきゝあつめ
て侍る此は後世の文なら
んには目にもみ耳もきゝ
あつめてといふへらぞ
目にもみといふを皆さ
たる古文の格也うつ不俊
蔭の卷に木の實葛の根を
やりてやまふとあると
全ら同じ運びありこのみ
を拾ひかつらのねをほり
てといふ拾ひを省けるも
のあり 法文聖教は佛經
を云 たりらのきみとは
道長大臣と云 これもこ
ころをひとつにてきこし

「三つとなく、さうびなくさうりなくおとしす、」とて「は
一乗法のごとく、御ありさまのいゝをいゝをたきなり、」
世間の太政大臣攝政關白、と申せど、まじめをばりと、め
ていふ事ハ、えおとしまをぬ事なり、「法文聖教のなかにと、
の給ふなるを、うさのこのおほふれど、まことのうをとな
る事をいふ、」奄羅といふう木はれど、このことおすお
ことかこし、とこそをさよ給へれ、「天下大臣公卿の中に、こ
のたもちの君のみこそ、とにめぐらまよおすめれ、「いま
ゆくすまを、たれれ人おかはりハおをせん、「いとありが
あま御事や、「誰とこ、ぬさひと流よまこしめ参、「とにあ
る事をぬに事をぬは、とのがよのあして侍らん、「こと乃
と流きが申事をばはも、さうり給をぬ人ハおハ、まらん、と

めせよりきり給へぬ人々
おとすらんとかん思ひ侍
るまではよつぎがしたり
がやにいへる詞なり

御ははぢは御祖父にて御
をぢは御舅ありればぢは
大父とちば小父あればぢ
り

ぬん思ひ侍るといふれば、まべてく申べまならせ、と
てま、いへり、「世はトまりてのち、大臣みなおそしけり、」
とせど左大臣右大臣内大臣太政大臣と申位、天下となりは
流より給へるが、すべこみぬおほえ侍り、「世をトまりて後、
いまよあるまで、左大臣三十人、右大臣五十七人、内大臣
十二人なり、「太政大臣ハこの御門のとこそ、あやしくおか
せ給へさるる、」いふひをみよと御おみぢ、いふひハ御
門ハ御おぢをなす給ふめ、「まもさうら乃ととく、帝王の御
おぢおぢをなすにて、御うしぬみ給ふ大臣納言、まお
ほくおをす、「う参給ひてはち、贈太政大臣となし給へるあ
くひらまおおてはれ、」とやうのあぐひ、七人或本バかこや
十人おをすらん、「ととと乃太政大臣ハ、なすおあく、すくさく

いしうはまろ蘇我倉山田石川麻呂と云蘇我も倉も山田も元地名にて姓となれりこれと復姓といへり 此大臣金策を賜けりて右大臣に拜せらる奉宮ふたちて云々の誤寫ある此は異母弟日向皇太子と謂訴して殺せり此文を訂さんふは異腹の弟春宮にまこちてころされたまへりなほとけん誤

ぞおえする、神武天皇より、三十七代とあたり給へる、孝徳天皇と申ふるころの御代より、ならびこ八省百官、左大臣内大臣、なほはとめ給へらむ、左大臣は、安倍乃くらえしまる、右大臣は、蘇我のやまたけいしかえまぬ、これハ元明天皇の御おがぢなり、「石川麻呂大臣、孝徳天皇位にけき給ひて、元年乙巳大臣となり、五年はちのせのと(春宮)またちて)ころをれ給へり、とこそは、是ハあまりあがりたる事なり、「内大臣は、大中原乃鎌子のむらとな、彼時年號あらざれば、日月申こくし、「又卅九代とあるを給へる御門、天智天皇とそハ、はとめて太政大臣をば、な給へりけれ、「それをやがてわが御おと、の皇子におはける、大友皇子なり、「正月に太政大臣になを給へる、「天智

れるにぞあるべき大友皇子は天智天皇の皇子にまして御母は伊賀采女宅子娘ありこゝに御れとゝの皇子とあるは次の文なるわやみの皇子とある所に御れとゝの皇子にねはしめるははみの皇子位つさ給ひて天武天皇とや給ひさどありけんを例の傳寫の誤にしてこゝにいれんと決あし然らざれば事實いさく違へり、ねはみの皇子書紀大海人皇子とありオホアマノミコと謂ぞ正嗣なりたる 此二人

天皇十年二月三日、うせ給ひてのち、大友乃皇子、我位とけかんとして給ひしよ、六月廿六日、此皇子をころして、ねかこの皇子、位よけき給ひて、天武天皇と申給ひき、「よをまらせ給ふ事十五年、神武天皇とそ、四十一代よはたらせ給ふ、持統天皇、又太政大臣と、たけちの皇子をなし給へり、「天武天皇の皇子なり、「此二人は太政大臣(は、やがてとると、成給へり、「高市皇子、大臣ながらうせ給ひにけり、「ろけ、も太政大臣いせひきしくたえ給へり、「たゞ一職員令とは、太政大臣は、おぼろげの人をなひべるらむ、をしそれなとは、たゞよおかるべし、ところありければ、おほろけくちらるをあらぬとや、「四十二代にあたり給ふ文武天皇の御時に、年號さだまりて大寶元年といふ、「文徳天皇

の大政大臣はやがてみろ
と成さまへり此文事實
違ひれば誤寫あるべし
これを訂正むは此二人
の大政大臣大友皇子は天
武天皇に殺されさまひ高
市皇子の大臣ながらうせ
給ひにけりとあるべし
良房大臣の忠仁公にて二
卷に此殿を藤氏の始末で
太政大臣攝政したまふめ
でたき御ありさまなりと
あり
閑院大臣は公季公也
二所とは兼家道長の二大
臣と云

のすゑの年、齊衡四年丁丑二月十九日、とある御おぼ
とも右大臣從一位藤原良房のおとと、太政大臣になり給ふ、
御歳五十四、これおととあるを、とどめて攝政せし給ひつれ
は、やがて此殿をりして、今の閑院大臣まで、太政大臣十
一人はたま給へり、たしこれより以前、大友皇子高市の
皇子くは、とて、十三人の太政大臣なり、太政大臣に
なりぬる人を、うせ給ひてのち、かならぬいとなき申との
ありけり、「とあるといへ」と大友皇子やがて御門よりち給へ
り、「御門ながらうせ給ひ高市皇子の御いとぬ、おほつらなり、」
また太政大臣といへど、出家しつるは、いとなく、「され
ばあの十一人は、うせ給ひたる二所は、出家し給ひつれば、
いとなれとせき、」この十一人の太政大臣もち乃御おぼ

大織冠は藤氏の祖鎌足公
なり織冠とは孝徳天皇の
大化三年に七色十二階の
冠と制せらる織冠、繡冠、
紫冠、錦冠、青冠、黒冠、共
に大小あり又建武冠あり
て十三階とす大織冠の第
一等也 講師は上にみへ
たる菩提講の講師なり
ことさ先の興さ先て也
第六あわり給ふとは鎌
足公淡海公房前眞橋内麻
呂の三大臣を経て冬嗣公
と次第せりそのみろとの
御おぼとは文徳天皇の

えとめせを申侍らんと思ふなり、おぼれをくみて、みな
とをたづねておぼれ、「よく侍るべきぞ、大織冠よはト
めたるまはすて、申べけれぞ、それいほまにあがてこのよ
の事ぬ、」これきまをせ給ふ人くき、いほまをことにて侍
れど、なまともおぼれをらんせぬら、おとれかきて、講
師おそくなば、ことさ先侍りてくちとせし、「それば、帝王
の御事も、文徳の御時よ申侍れば、あゆはぐれおと
よと、」とるのともぞ乃御おぼれ、おぼれをたせよ
す第六にわたす給ふ、よれ人をあしきしところ申めれ、
それ冬嗣の大臣と申侍らん、それ中に思ふに、只今入
道殿、とくれを参給へり、

御母五條后は閑院大臣冬嗣公の御女なれと公の文徳天皇の御外祖なり 只今の入道殿は道長大臣といふ

帝王の御事も文徳の御時より侍ればふゆつぐのおとゞすを云々すそはこそその誤寫なること決なしこの文は誤寫の多しと思はるれを例によりて訂正さんふ帝王の御事も、文徳の御時より侍れを、ふゆつぐのおとゞよりこそ侍らめ、その冬嗣のおとゞは、まかおの御おち、かまごりのおとゞよりは、第六おちより給ふ、よの人ふさはしところすめれ、その中お思ふふ、只今の入道殿、そくれさせ給へり、とあるべしふしあしりふさとしの訛りあるべしふしあしといふことあるべきにあらすこれと藤左子又ハ藤左府あとの訛誤おやと云説もあれを取べからず藤のフキにてフキおちらせ假字たがへり

大鏡標註卷之壹終

訂正之部

標註	十二丁表	三行目	給ふノ下	一本脱
本文	全裏	八行目	夢よとへハ	みえ
標註	九丁表	五行目	鬼の冠ハ	鬼の冠
本文	八丁裏	十行目	今生冠ハ	今生冠
同	全	七行目	元何をてハ	えあて
同	七丁全	六行目	あよハ	あよひ
標註	五丁裏	十一行目	泣ふてハ	泣なれをなり
本文	二丁表	三行目	年世ハ	年卅
同	二丁裏	五行目	凡例ハ	簽例
総論	初丁表	八行目	問答ハ	談話
誤				正

本文 十八丁表 七行目 にくしハ にくい
 同 廿二丁表 一行目 いぢハハ いらハ
 標註 三丁表 (みえまはらん一本おをひらんよ作るをよーとひ)脱
 同 四丁表 (ころかいのほねを黒柿の骨よカキをカイといぬハ音便
 なり)脱

版權登録

有所權版

明治廿六年六月廿三日印刷
 同年七月三日發行

定價金貳拾錢

福岡縣筑後國三潯郡島飼村大字大石百四十三番地

著作者 船 曳 鐵 門

全縣全國全郡全村全字百四十七番地

發行者 宮原直太郎

全縣久留米市莊島町二百二十五番地

印刷者 德吉茂雄

全縣全市三本松町七番地

印刷所 觀文社

